

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年2月15日（木）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 5件）

議案第2号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について
（申請件数 1件）

議案第3号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について
（申請件数 1件）

議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について
（申請件数 2件）

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 2件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	中村 顕治
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	川島 一利

午後4時2分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日
の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総
会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております

委 員

議 長
(加藤 武君)

事 務 局
(井上ひとえ君)

ので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、1 番荻野光徳委員と 8 番大口貴司委員以上 2 名の方をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

議案第 1 号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和 2 年 5 月 15 日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和 3 年 3 月 9 日になります。

申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 11 年 6 月 1 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 2 月 15 日になります。

申請番号 3 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 26 年 5 月 20 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 2 月 15 日になります。

申請番号 4 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 26 年 5 月 20 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 2 月 15 日になります。

申請番号 5 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は

それぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和2年6月14日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和3年3月29日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ハウレンソウ、ニンジン、ネギ、ミカンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、カブが、②の農地は、ハクサイ、ノラボウ、インゲンが、栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、ミカンが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、作付け準備中でした。④と⑤の農地は、お茶が栽培されておりました。⑥の農地は、ハクサイ、ブロッコリー、キャベツが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、タマネギ、ノラボウ、アレッタ、ソラマメが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議 長
(加藤 武君)

3 番
(峰岸 豊君)

議 長
(加藤 武君)

10 番
(内野 一彦君)

議 長
(加藤 武君)

2 番
(乙幡 昇治君)

議 長
(加藤 武君)

2 番
(乙幡 昇治君)

議 長
(加藤 武君)

た。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

はい、内野委員。

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

はい、乙幡委員。

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、乙幡委員。

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

5番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に、問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

委 員	なし。
議 長 (加藤 武君)	御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 2 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」、1 件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 議案第 2 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、1 件ございます。 本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明でございます。 申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は農地を特定貸付けしているもので、平成 11 年 5 月 15 日に相続し、この証明は今回が初めてで、特定貸付けを行った年月日は、令和 3 年 7 月 1 日からになります。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 2 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」、1 件あります。

議長
(加藤 武君)

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号 1 番につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に、問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 6 月 27 日法律第 68 号）第 4 条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

申請番号 1 番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令

		和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。
		なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料の 2 4 ページから 2 7 ページに記載のとおりで、同法第 4 条第 3 項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。
		以上でございます。
議 長 (加藤 武君)		ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。
		それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)		先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。
		議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件あります。
		申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。
		現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
		以上のことから、議案第 3 号につきましては、承認してよろしいかと思います。
議 長 (加藤 武君)		報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
		はい、内野委員。
1 0 番 (内野 一彦君)		1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。
議 長 (加藤 武君)		他にございませんか。
委 員		なし。
議 長 (加藤 武君)		御意見等ないようですので、議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認したい

	と思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、承認することといたします。
	次に、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 2 件ございました。
	御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。 申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。 申請番号 2 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。 なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号 1 番、2 番とも同じ方で、本市の認定農業者でございます。 なお、申請番号 1 番、2 番とも、使用貸借権の設定になります。 以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①、②、③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号1番、2番の申請人については、同一の方で、認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12 番
(川口 広敏君)

1番及び2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番、2番が一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番と2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これ을もちまして、第2回總會を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時21分 閉會

上記會議の顛末を記載し署名する。
令和6年2月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩